

県内の診療所及び訪問看護ステーションの管理者 様

長野県健康福祉部
医師・看護人材確保対策課長

医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業（診療所等賃上げ支援事業）の
実施及びベースアップ評価料の届出について（通知）

国の令和7年度補正予算を受けた標記事業について、県では、11月議会において補正予算を措置したところであり、地域に必要な医療提供体制を確保するため、予算の範囲内で、医療機関等における従事者の処遇改善及び物価上昇の影響に対して支援を行う予定です。

この事業は、国の実施要綱（下記1）によると、**令和8年3月1日までにベースアップ評価料を届け出ていることが給付要件の一つ**となっております。（なお、現在の制度上、ベースアップ評価料の届出ができない有床・無床診療所及び訪問看護ステーションにおいては、別添「医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱」3.（3）ウを参照願います。）

つきましては、当該事業の申請を予定する施設で、ベースアップ評価料を未だ届け出していない施設にあっては、国の実施要綱に定める期日までに、下記2の届出を行っていただくようお願いします。**※すでにベースアップ評価料の届出がお済みの施設におかれては、4月以降に行う予定の事業案内までお待ちください。**

記

1 事業の概要

(1) 賃金改善の内容

原則として、本事業の支給額を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員のベースアップ（基本給又は毎月支払われる手当の引き上げ）を実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持または拡大すること。

(2) 支給額

有床診療所	許可病床数×72千円 ※許可病床数が2床以下の場合は1施設×150千円
無床診療所	1施設×150千円
訪問看護ステーション	1施設×228千円

詳細は、別添「医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱」（令和8年1月26日付け医政発0126第67号厚生労働省医政局長通知、当該事業のみ一部抜粋）のとおりです。必ずご確認ください。

2 ベースアップ評価料

届出先は、厚生労働省関東信越厚生局長野事務所（電話 026-474-4346）になります。

ベースアップ評価料と届出手続の詳細につきましては、次の厚生労働省公式ウェブサイトをご確認ください。届出等について不明な点は、前掲の届出先にご確認ください。

URL等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html

又は 「厚生労働省 ベースアップ評価料」で検索

《その他参考》ベースアップ評価料案内チラシ（別添参照、該当のみ添付）

- ・ 「外来・在宅ベースアップ評価料（I）を算定しましょう！」

3 その他

後日、国から示される内容の確認が出来次第、県の交付要綱を制定し、県から支給申請に関する案内（4月以降）を発出する予定です。

（問合せ先）

担 当 医師・看護人材確保対策課
 医師係（診療所（歯科除く））
 看護係（訪問看護ステーション）
電 話 026-235-7236（直通）
ファクシミリ 026-235-7377
電子メール seisansei@pref.nagano.lg.jp